

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる令和3年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

令和2年11月19日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区資源循環センター等運営業務委託

(2) 業務内容

世田谷区資源循環センター及び世田谷区喜多見資源化センターにおいて、区内で回収したガラスびんの間処理、再商品化事業者への引渡し業務等施設運営を委託するものである。

※詳細は募集説明書を参照。

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日（5ヵ年）

※本業務に関わる契約締結は年度ごとに行い、かつ各年度の予算の配当があること及び2年目以降は前年度の履行状況が良好であることを条件とします。

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 本区若しくは他の自治体において、同種の業務を受託した実績があること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 同種又は類似業務の実績と今後の計画

- ① ガラスびんの資源化ルートの確保状況（引渡し等の実績）
- ② プラント運営管理の実績
- ③ 普及啓発（地域貢献）への取組計画と実績

(2) 実施・管理体制

- ① 会計監査等の実施状況

- ② 技術管理者の資格・経験
- ③ 個人情報の管理体制
- ④ 緊急時における危機管理体制

(3) 業務の理解度及び企画力

- ① リターナブルびんの選別及び搬出計画
- ② ガラスカレットの搬出計画
- ③ 搬入車両の路上待機回避の対策計画
- ④ 多量排出期（年末年始等）の稼働時間延長計画
- ⑤ 見学者対応についての計画及び新たな提案
- ⑥ プラントの稼働管理、異常や故障等の対応方法
- ⑦ 施設維持管理業務（プラント保守、日常清掃）の作業計画
- ⑧ 施設から排出される事業系廃棄物（資源分別回収及びガラスびん中間処理業務で発生した残渣除く）の処理方法
- ⑨ 運営に必要な人員の確保
- ⑩ 高齢者、障害者や地域雇用等に関する雇用計画
- ⑪ 喜多見資源化センターの稼働体制について
- ⑫ 運搬車両の維持管理

(4) 運営等経費

- ① 見積り金額の妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

〒156-0043

世田谷区松原六丁目3番5号 梅丘分庁舎2階

世田谷区清掃・リサイクル部事業課事業計画担当

電話：03-6304-3267

FAX：03-6304-3341

※受付時間は午前9時～午後5時とする。（土・日曜日、祝日を除く）。

(2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 令和2年11月19日（月）～12月3日（木）
- ② 場 所 世田谷区ホームページ（※）及び（1）担当部課窓口で交付

※ホームページ掲載箇所

トップページ→目次から探す→くらし・手続き→ごみ・リサイクル→
→ごみ・リサイクルに関する事業者向け情報

- ③ 交付方法 区のホームページからのダウンロード又は窓口で希望者に無償配布
※窓口での配布時間は午前9時～午後5時とする。（土・日曜日、祝日を除く）。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和2年12月4日（金）午後5時（時間厳守）
- ② 提出場所 （1）担当部課に同じ
- ③ 提出方法 直接持参すること（郵送不可）

※受付時間は午前9時～午後5時とする。(土曜日、日曜日、祝日を除く)。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限 令和3年1月6日(水)午後5時(時間厳守)
- ② 提出場所 (1) 担当部課に同じ
- ③ 提出方法 直接持参すること(郵送不可)

※受付時間は午前9時～午後5時とする。(土曜日、日曜日、祝日を除く)。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1) 担当部課に同じ
- (6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (7) 提案書等に虚偽の記載をした場合には提出された提案書等を無効とする。
- (8) 詳細は募集説明書による。
- (9) この業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となります。次ページをご確認ください。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

労働報酬下限額とは

1. 概要
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額
次ページのとおり

労働条件確認帳票とは

1. 概要
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所(契約内容によって取扱い窓口が異なります。)
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

労働報酬下限額一覧

令和2年3月13日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(令和2年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,614円	25	土木一般世話役	2,625円
2	普通作業員	2,285円	26	高級船員	3,103円
3	軽作業員	1,637円	27	普通船員	2,455円
4	造園工	2,253円	28	潜水士	4,357円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,007円
6	とび工	2,901円	30	潜水送気員	2,986円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,803円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,763円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,007円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,209円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,572円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,136円	39	板金工	2,965円
16	潜かん工	3,188円	41	サッシ工	2,720円
17	潜かん世話役	3,772円	43	内装工	2,944円
18	さく岩工	3,177円	44	ガラス工	2,646円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,582円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,188円	50	交通誘導員A	1,647円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,435円
24	橋りょう世話役	3,655円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,348円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円